別表１の記載要領等第１号中「若しくは第２号又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。第５号及び第６号において「令和２年改正法」という。）第４条の規定による改正前の地方法人税法第６条第１号から第３号まで」を「又は第２号」に改め、同表四の項中

「「法人税額（(法人税申告書別表一「４」＋「５」＋「７」)－法人税申告書別表六(二)付表六「７の計」)、(法人税申告書別表一の二「４」＋「５」＋「７」)又は(法人税申告書別表一の三「４」＋「５」＋「27」＋「28」)」	「「法人税額（(法人税申告書別表一「４」＋「５」＋「７」)－法人税申告書別表六(二)付表六「７の計」)又は(法人税申告書別表一の二「４」＋「５」＋「24」＋「25」)」

(1)　を

(1)　に、「、別表一の二「10」又は別表一の三「６」若しくは「29」」を「又は別表一の二「６」若しくは「26」」に改め、同欄五号を削り、同欄六号中「若しくは第144条の13第12項又は令和２年改正法第３」

条の規定による改正前の法人税法（以下この号において「令和２年旧法人税法」という。）第81条の31第６項において準用する令和２年旧法人税法第80条第６項」を「又は第144条の13第12項」に、「に、法人税法第80条第１項若しくは」を「に、同法第80条第１項又は」に改め、「又は令和２年旧法人税法第81条の31第１項に規定する還付所得連結事業年度」を削り、「若しくは第144条の13第１項（」を「又は第144条の13第１項（」に改め、「又は令和２年旧法人税法第81条の31第１項（同条第４項又は第５項において準用する場合を含む。）」を削り、同号を同欄五号とし、同欄七号を削り、同欄八号中「「欠損金の繰戻しによる還付金額　(21)」」を「「欠損金の繰戻しによる還付金額　(19)」」に改め、同号を同欄六号とする。